

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員に対する児童手当の認定及び  
支給に関する事務の取扱いに関する規則

平成27年 3月30日規則第76号

(通則)

第1条 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員に対する児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)の施行については、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)及び児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(支払日)

第2条 法第8条第4項に規定する児童手当の支払日は、法第8条第4項に規定する支払期月の7日(その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日)とする。

- (1) 日曜日(次号に掲げる日を除く。) その翌日
- (2) 日曜日でその翌日が休日であるもの その前々日
- (3) 土曜日 その前日

(実施細目)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。